

岐阜県公報

目次

岐阜県職員定数条例の一部を改正する条例	(人事課)	三三
岐阜県税条例等の一部を改正する条例	(税務課)	三三
岐阜県行政財産の目的外使用にかかる使用料徴収条例の一部を改正する条例	(管財課)	七七
岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例等の一部を改正する条例	(健康福祉政策課)	七七
岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	(子ども家庭課)	八八
岐阜県職業訓練の基準等を定める条例の一部を改正する条例	(労働雇用課)	八八
岐阜県農林関係手数料徴収条例の一部を改正する条例	(家畜防疫対策課)	九九
岐阜県水源地域保全条例の一部を改正する条例	(治山課)	九九
岐阜県感染症対策基本条例	(保健医療課)	一一

本号で公布された条例のあらまし

- 岐阜県職員定数条例の一部を改正する条例(条例第三六号)
- 一 知事の事務部に係る定数を一八人増員することとした。(第二条関係)
 - 二 この条例は、公布の日から施行することとした。
- 岐阜県税条例等の一部を改正する条例(条例第三七号)
- 一 個人県民税
 - 非課税口座内上場株式等とそれ以外の上場株式等とを区分して譲渡所得等の金額を計算する特例措置の対象に、新NISAを加えることとした。(附則第一条の六関係)
 - 二 県たばこ税
 - 重量に応じて課税されている軽量な葉巻たばこについて、紙巻たばこ同等の税負担となるよう、段階的に本数に応じて課税する方式へと見直すこととした。(第六〇条の三関係)
 - 三 その他所要の規定の整備を行うこととした。
 - 四 この条例は、一部を除き、令和三年四月一日から施行することとした。
- 岐阜県行政財産の目的外使用にかかる使用料徴収条例の一部を改正する条例(条例第三八号)
- 一 次の場合に行政財産の目的外使用にかかる使用料の全部又は一部を返還することができる旨を明示することとした。(第二条関係)
 - 公用又は公共用に供するため使用の許可を取り消したとき。
 - 使用の許可を受けた者の責めに帰することができない理由により行政財産を使用することができなくなったとき。
 - 二 この条例は、公布の日から施行することとした。

号外(一) 令和二年七月九日

岐阜県公報 号外 毎週 (火曜日) 発行 (休日) ときは翌日

令和二年七月九日

岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例等の一部を改正する条例(条例第三十九号)

「農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律」の施行に伴い、次のとおり規定の整備を行うこととした。(別表第一関係)

1 施設認定農林水産物等の適合施設の認定の申請に対する審査に係る手数料を新たに徴収することとした。

2 食肉衛生証明書発行手数料及び食肉衛生証明書再発行手数料について、対象を「農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則」に規定する農林水産物及び食品に係るものに拡大し、手数料の名称をそれぞれ衛生証明書発行手数料及び衛生証明書再発行手数料に改めることとした。

二 「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。

三 この条例中一は公布の日から、二は令和二年九月一日から、一、二は令和二年一〇月一日から施行することとした。

岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(条例第四〇号)

「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。

二 この条例は、公布の日から施行することとした。

岐阜県職業訓練の基準等を定める条例の一部を改正する条例(条例第四一号)

「職業能力開発促進法施行規則」の一部改正に伴い、県が設置する公共職業能力開発施設における訓練の実施方法の基準を緩和することとした。(第五条)第七條関係)

二 この条例は、公布の日から施行することとした。

岐阜県農林関係手数料徴収条例の一部を改正する条例(条例第四二号)

「家畜改良増殖法」及び「家畜伝染病予防法」の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。

二 この条例は、一部を除き、「家畜改良増殖法の一部を改正する法律」の施行の日から施行することとした。

岐阜県水源地域保全条例の一部を改正する条例(条例第四三号)

「開発行為者」は、水源地域内において開発行為に着手しようとする日の六〇日前までに知事に届け出なければならないこととした。(第一六條関係)

二 知事は、一の届出をした者に対し、助言及び指導をすることができることとした。(第一七條関係)

三 知事は、開発行為者から必要な報告等の徴収、水源地域内の土地の立入調査等ができることとした。(第一九條関係)

四 知事は、開発行為者が届出等の規定に違反した場合は、必要な措置を講ずるよう勧告することができることとした。(第二〇條関係)

五 一の届出をせず、若しくは虚偽の届出をした者又は三の報告徴収、立入調査等に応じない者は、五万円以下の過料に処することとした。(第二四條関係)

六 この条例は、令和三年一月一日から施行することとした。

岐阜県感染症対策基本条例(条例第四四号)

一 県における感染症対策の基本理念を定め、県の責務並びに医療機関、事業者及び県民の役割を明らかにするとともに、感染症対策の基本となる事項を定め、これに基づく施策を総合的かつ計画的に実施することにより、県民の生命及び健康を保護し、並びに暮らしの安全と安心を確保することを目的とすることとした。(第一條関係)

二 基本理念を次のとおり規定することとした。(第三條関係)

1 感染症対策は、迅速かつ的確に、徹底して行われなければならない。

2 感染症対策は、行政機関、医療機関、事業者、県民等が一体となった「オール岐阜」の体制の下、相互の理解と協力により行われなければならない。

三 感染症対策について、県の責務、市町村との連携等並びに医療機関、事業者及び県民の役割を規定することとした。(第四條)第八條関係)

四 知事は、感染症対策を迅速かつ的確に実施するため必要があると認めるときは、岐阜県感染症対策本部を設置することとした。(第九條関係)

五 知事は、対策本部を設置したときは、感染症対策の具体的な施策の実施に当たり必要な協議を行うため、岐阜県感染症対策協議会を設置することとした。(第一〇條関係)

六 知事は、感染症対策の実施及びその状況の検証に当たり、専門的な知見に基づく意見を聴くため、岐阜県感染症対策専門家会議を設置することとした。(第一一條関係)

七 県は、感染症対策として、次の施策を実施することとした。(第二二條関係)

1 感染症の予防等に関する普及啓発

- 2 感染症に関する情報の提供
 - 3 県民及び事業者からの相談に応ずる体制の確保
 - 4 検査体制の整備
 - 5 病床の確保その他の医療提供体制の整備
 - 6 医療資材の確保
 - 7 その他感染症対策として必要な施策
 - 八 県は、県民及び事業者に対し、物資の安定供給、雇用の維持、事業活動の継続等その生活及び事業を守るために必要な施策を実施することとした。(第一三条関係)
 - 九 何人も、感染症の患者、医療従事者等に対し、感染症のり患、そのおそれ等を理由として、不当な差別的取扱い又は誹謗中傷をしてはならないこととした。(第一四条関係)
- 十 この条例は、公布の日から施行することとした。

条 例

岐阜県職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年七月九日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第三十六号

岐阜県職員定数条例の一部を改正する条例

岐阜県職員定数条例(昭和二十四年岐阜県条例第三十号)の一部を次のように改正する。

第二條第一項の表知事の事務部局(美術館、現代陶芸美術館、図書館、博物館、高山陣屋管理事務所、情報科学芸術大学院大学及び企業会計職員(都市建築部)を除く。)の項中「四、二三三一人」を「四、二五〇人」に改め、同表合計の項中「一四、三三一人

を「一四、三四九人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

岐阜県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年七月九日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第三十七号

岐阜県税条例等の一部を改正する条例

(岐阜県税条例の一部改正)

第一條 岐阜県税条例(昭和二十五年岐阜県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

目次中 「第五節 県たばこ税(第六十条 第六十条の十一)」を「第五節 県たばこ税(第六十条 第七十一条)」に、「第六節の二」を「第六節」に、「第十一節 県

固定資産税(第一百七十七条 第二百二十四条)」を「第十一節 県固定資産税(第一百七

条 第二百二十五条 第二百三十六条)」を「第十一節 県固定資産税(第一百七

条 第二百三十六条)」に改める。

第十八条第五項中「この節」の下に「(第三十四条第三項から第五項までを除く。)」を加える。

第二十条中「第十三項」を「第十二項」に、「専婦(専夫)控除額」を「専婦控除額、ひとり親控除額」に、「第七項」を「第六項」に、「第十二項」を「第十一項」に改める。

第二十七条第一項中「第三十四条第五項」を「第三十四条第四項」に改め、同項第五号中「専婦(専夫)控除額」を「専婦控除額、ひとり親控除額」に改め、同項第五項中「第二條の二第九項」を「第二條の二第八項」に改める。

第六十条の三第二項に次のただし書を加える。

ただし、一本当たりの重量が〇・七グラム未満の葉巻たばこの本数の算定につい

ては、当該葉巻たばこの一本をもつて紙巻たばこの〇・七本に換算するものとする。

第二章第六節の節名を削り、第六節の二を第六節とし、第十二節の節名を削る。

附則第三条の二第一項中「特例基準割合(当該年の前年に)」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合)」に、「この条の規定により告示された割合」を「規定する平均貸付割合をいう。次項において同じ。」に、「この条において同じ」を「この項及び第三項において同じ」に改め、「(以下この条において「特例基準割合適用年」という。)(以下この条において「前年」という。)(以下この条において「前二項に規定する加算した割合(延滞金特例基準割合を除く。)」が年〇・一パーセント未満の割合であるときは、年〇・一パーセントの割合とする。」

3 前二項のいずれかの規定の適用がある場合における延滞金の額の計算において、前二項に規定する加算した割合(延滞金特例基準割合を除く。)(以下この条において「前年」という。)(以下この条において「前二項に規定する加算した割合(延滞金特例基準割合を除く。)」が年〇・一パーセント未満の割合であるときは、年〇・一パーセントの割合とする。」

附則第七條第十四項中「第百九條の六第二項第一号」を「第百九條の十五第二項第一号」に、「第百九條の八」を「第百九條の十七」に、「第百九條の六第一項」を「第百九條の十五第一項」に、「同條第十項」を「同條第十五項」に、「第四十六條第十七項」を「第四十六條第二十六項」に改める。

附則第十條第一項中「第三十五條の二第一項」の下に、「第三十五條の三第一項」を加える。

第二條 岐阜県条例の一部を次のように改正する。
第十四條の二中第二項を削り、第三項を第二項とする。

第十八條第五項中「第五項」を「第十二項」に改める。

第二十六條の見出し中「賦課徴収」を「賦課徴収等」に改め、同條第三項中「係る徴収金」の下に「又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成三十一年法律第三号)第二条第五号に規定する森林環境税に係る徴収金」を加える。

第二十七條第五項中「第二条の二第八項」を「第二条の二第九項」に改める。

第三十條第一項中「又は個別帰属法人税額」を削り、同條第二項中「第五十三條第五項、第九項、第十二項又は第十五項」を「第五十三條第三項、第八項、第十一項、第十三項、第十七項、第十九項、第二十三項又は第二十六項」に改め、同條第三項を削る。

第三十二條第一項の表一の項水中「第二十三條第一項第四号の五」を「第二十三條第一項第四号の二」に改め、同條第二項中「同項第二号の連結事業年度開始の日から六月の期間若しくは同項第三号の連結法人税額の課税標準の算定期間又は同項第四号」を「若しくは同項第二号の期間又は同項第三号」に改める。

第三十四條第一項中「第四項、第十九項及び第二十一項から第二十三項までの」を「第三十一項及び第三十三項から第三十五項までの規定による」に、「第三項」を「第二項後段」に、「に」を「により」に改め、同條第二項中「連結事業年度」を「事業年度」に、「六月の期間中」を「同項に規定する六月経過日(以下この項において「六月経過日」という。)(の前日までの期間中)」に、「六月の期間中」を「六月経過日の前日までの期間中」に改め、同條第三項中「第五十三條第四十七項」を「第五十三條第五十六項」に、「この節」を「この条」に、「第五十三條第四十六項」を「第五十三條第五十五項」に改め、同條第四項中「第五十三條第四十八項」を「第五十三條第五十七項」に改め、同條第六項中「第七十五條の四第二項(同法第八十一條の二十四の三第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)(の規定により同項」に改め、「若しくは同法第八十一條の二十四の三第一項」を削り、「同法第七十五條の四第三項(同法第八十一條の二十四の三第二項において準用する場合を含む。第十一項において同じ。)(」を「同條第三項」に、「第七十五條の四第一項」を「第七十五條の五第一項」に改め、「又は同法第八十一條の二十四の三第一項の規定により指定する期間(同條第二項において準用する同法第七十五條の四第五項の規定により当該期間として当該指定があつたものとみなされた期間を含む。)(」を削り、同條第七項中「第二十一項」を「第三十三項」に、「第二十二項」を「第三十四項」に改め、同條第八項中「第五十三條第五十二項」を「第五十三條第六十一項」に改め、同條第十項中「第五十三條第五十五項」を「第五十三條第六十四項」に改め、同條第十一項中「第七十五條の四第三項若しくは第六項(同法第八十一條の二十四の三第二項において準用する場合を含む。)(」を「第七十五條の五第三項若しくは第六項」に改め、同條第十二項中「第五十三條第六十一項」を「第五十三條第七十項」に、「同條第六十項」を「同條第六十九項」に改める。

第三十八條第二項中「第四十四條第一項第五号」を「第四十四條第一項(第五号に係る部分に限る。)(」に、「その事業年度開始の日から六月の期間の末日」を「同項に規定する六月経過日の前日」に改める。

第三十九条の四第一項中「又は同条第十七号の二に規定する連結個別資本金等の額」を削る。

第四十一条第一項中「若しくは個別帰属益金額」及び「若しくは個別帰属損金額」を削る。

第四十二条第六項中「第四十四条第一項第五号」を「第四十四条第一項(第五号)」に改め、「限る。」の下に「に係る部分に限る。」を加え、「その事業年度の開始の日から六月の期間の末日」を「法第七十二条の二十六第一項に規定する六月経過日の前日」に改める。

第四十四条第一項第四号中「(その終了の日を法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度終了の日と同じくする事業年度に限る。以下この号において同じ。)」を削り、同号イ中「との間に法人税法第十二号の七の七に規定する連結完全支配関係がある同条第十二号の六の七に規定する連結親法人(当該法人が連結親法人である場合には、当該法人。以下この号において「当該連結親法人」という)を「又は当該法人との間に通算完全支配関係(法人税法第十二号の七の七に規定する通算完全支配関係をいう。ロにおいて同じ。)」がある通算法人(同条第十二号の七の二に規定する通算法人をいう。ロにおいて同じ。)」に、「各連結事業年度(同法第十五条の二に規定する連結事業年度をいう。以下この号において同じ。)」を「各事業年度」に改め、同号ロ中「との間に連結完全支配関係がある連結法人(法人税法第十二号の七の二に規定する連結法人をいう。)」を「又は当該法人との間に通算完全支配関係がある通算法人」に、「当該連結親法人の当該各連結事業年度の決算」を「当該各事業年度の決算」に、「当該連結法人」を「当該法人又は当該法人との間に通算完全支配関係がある通算法人」に、「当該連結親法人の当該各連結事業年度の連結所得の金額」を「法人税法第二編第一章第十一節第一目の規定その他通算法人に適用される規定による法人税の所得の金額又は欠損金額及び法人税の額」に改め、同項第五号中「各事業年度開始の日から六月を経過した日」を「法第七十二条の二十六第一項に規定する六月経過日」に、「法第七十二条の二十六第八項本文」を「同条第八項本文」に、「第十二項」を「第十一項」に改める。

第四十四条の二の二第二項中「第七十五条の四第二項(同法第八十一条の二十四の三第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)」の規定により同法第七十五条の四第二項」を「第七十五条の五第二項の規定により同項」に、「第七十五条の四第一項若しくは第八十一条の二十四の三第一項」を「第七十五条の五第一

項」に、「同法第七十五条の四第三項(同法第八十一条の二十四の三第二項において準用する場合を含む。第六項において同じ。)」を「同条第三項」に、「第七十五条の四第一項の」を「第七十五条の五第一項の」に改め、「又は同法第八十一条の二十四の三第一項の規定により指定する期間(同条第二項において準用する同法第七十五条の四第五項の規定により当該期間として当該指定があつたものとみなされた期間を含む。)」を削り、同条第六項中「第七十五条の四第三項若しくは第六項(同法第八十一条の二十四の三第二項において準用する場合を含む。)」を「第七十五条の五第三項若しくは第六項」に改める。

第六十条の三第二項中「〇・七グラム」を「グラム」に、「〇・七本」を「一本」に改める。

第七十二条の十一第一項第三号中「記入」を「変更記録」に改める。

附則第十一条の六第一項中「又は同項第四号」を「同条第五項第四号」に、「に基づき同法第三十七条の十四第一項」を「又は同条第五項第六号に規定する特定非課税累積投資契約(次項において「特定非課税累積投資契約」という。))に基づき同条第一項」に、「同法第三十七条の十四第五項第一号」を「同条第五項第一号」に改め、同条第二項中「という。又は」を「という。」「から」を「同条第五項第七号に規定する特定累積投資助定(以下この項において「特定累積投資助定」という。))又は同条第五項第八号に規定する特定非課税管理助定(以下この項において「特定非課税管理助定」という。))から」に、「又は非課税累積投資契約」を「非課税累積投資契約又は特定非課税累積投資契約」に、「又は累積投資助定」を「累積投資助定、特定累積投資助定又は特定非課税管理助定」に改める。

附則第十七条第四項中「又は個別帰属法人税額」を削る。

(岐阜県税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第三条 岐阜県税条例等の一部を改正する条例(令和元年岐阜県条例第五号)の一部を次のように改正する。

第三条のうち、岐阜県税条例第二十七条第一項第八号を同項第九号とし、同項第七号の次に一号を加える改正規定を削る。

附則第一項第三号を次のように改める。

三 削除

附則第一項第四号中「附則第十二項」を「附則第十一項」に改め、同項第五号中「附則第五項」を「附則第四項」に改め、同項第六号中「附則第七項」を「附則第六

項」に改める。
附則中第四項を削り、第五項を第四項とし、第六項から第十二項までを一項ずつ繰り上げる。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。
 - 一 第一条中岐阜県条例の目次の改正規定、同条例第十八条第五項及び第二十七条第五項の改正規定並びに同条例第二章第六節の節名を削り、第六節の二を第六節とし、第十二節の節名を削る改正規定並びに第三条の規定 公布の日
 - 二 第一条中岐阜県条例第六十条の三第二項にただし書を加える改正規定及び附則第十項の規定 令和二年十月一日
 - 三 第一条中岐阜県条例第二十条及び第二十七条第一項の改正規定並びに同条例附則第三条の二及び第十條第一項の改正規定並びに次項から附則第四項までの規定 令和三年一月一日
 - 四 第二条中岐阜県条例附則第十一条の六の改正規定 令和三年四月一日
 - 五 第二条中岐阜県条例第六十条の三第二項ただし書の改正規定及び附則第十一項の規定 令和三年十月一日
 - 六 第二条(前二号、次号及び第九号に掲げる改正規定を除く。)及び附則第五項から第九項までの規定 令和四年四月一日
 - 七 第二条中岐阜県条例第二十六条の見出し及び同条第三項並びに第二十七条第五項の改正規定 令和六年一月一日
 - 八 第一条中岐阜県条例附則第七條第十四項の改正規定 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律(令和二年法律第四十三号)の施行の日
 - 九 第二条中岐阜県条例第七十二条の十一第一項第三号の改正規定 道路運送車両法の一部を改正する法律(令和元年法律第十四号)附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日
- (延滞金に関する経過措置)
- 2 第一条の規定による改正後の岐阜県条例(以下「新条例」という。)(附則第三条の二の規定は、前項第三号に掲げる規定の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。)(県民税に関する経過措置)

- 3 新条例第二十条及び第二十七条第一項の規定は、令和三年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和二年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

- 4 令和三年度分の個人の県民税に係る申告書の提出に係る新条例第二十七条第一項の規定の適用については、同項ただし書中「地震保険料控除額」とあるのは「地震保険料控除額、ひとり親控除額(地方税法等の一部を改正する法律(令和二年法律第五号)第一条の規定による改正前の地方税法(以下この項において「旧地方税法」という。)(第二十三条第一項第十一号に規定する寡婦(旧地方税法第三十四条第三項の規定に該当するものに限る。)(又は旧地方税法第二十三条第一項第十二号に規定する寡夫である第十八条第一項第一号に掲げる者に係るものを除く。))と、「同法」とあるのは「所得税法」とする。

- 5 附則第一項第六号に掲げる規定による改正後の岐阜県条例(以下「四年新条例」という。)(の規定中法人の県民税に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日(以下「六号施行日」という。)(以後に開始する事業年度(所得税法等の一部を改正する法律(令和二年法律第八号。以下「所得税法等改正法」という。)(第三条の規定(所得税法等改正法附則第一条第五号口に掲げる改正規定に限る。附則第九項において同じ。)(による改正前の法人税法(昭和四十年法律第三十四号。以下この項及び次項において「四年旧法人税法」という。)(第二条第十二号の七に規定する連結子法人(以下「連結子法人」という。)(の連結親法人事業年度(四年旧法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度をいう。以下同じ。)(が六号施行日前に開始した事業年度を除く。)(分の法人の県民税について適用する。
- 6 六号施行日前に開始した事業年度(連結子法人の連結親法人事業年度が六号施行日前に開始した事業年度を含む。)(分の法人の県民税及び六号施行日前に開始した連結事業年度(四年旧法人税法第十五条の二第一項に規定する連結事業年度をいう。以下同じ。)(連結子法人の連結親法人事業年度が六号施行日前に開始した連結事業年度を含む。)(分の法人の県民税については、附則第一項第六号に掲げる規定による改正前の岐阜県条例(以下「四年旧条例」という。)(の規定中法人の県民税に関する部分は、なおその効力を有する。

- 7 別段の定めがあるものを除き、四年新条例の規定中法人の事業税に関する部分は、六号施行日以後に開始する事業年度(連結子法人の連結親法人事業年度が六号施行日

前に開始した事業年度を除く。)に係る法人の事業税について適用する。

8 別段の定めがあるものを除き、六号施行日前に開始した事業年度(連結子法人の連結親法人事業年度が六号施行日前に開始した事業年度を含む。)に係る法人の事業税については、四年旧条例の規定中法人の事業税に関する部分は、なおその効力を有する。

9 所得税法等改正法附則第二十九条第一項の規定により所得税法等改正法第三条の規定による改正後の法人税法第六十四条の九第一項の規定による承認があったものとみなされた内国法人が六号施行日の属する連結事業年度(連結子法人の連結親法人事業年度が六号施行日前に開始した連結事業年度を含む。)において四年旧条例第四十四条第一項第四号の規定の適用を受けていた場合には、当該内国法人は、当該連結事業年度終了の日の翌日において地方税法等の一部を改正する法律(令和二年法律第五号)附則第一条第五号に掲げる規定による改正後の地方税法第七十二条の二十五第五項の規定により知事の承認を受けたものとみなす。

(県たばこ税に関する経過措置)

10 附則第一項第二号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る県たばこ税については、なお従前の例による。

11 附則第一項第五号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る県たばこ税については、なお従前の例による。

岐阜県行政財産の目的外使用にかかる使用料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年七月九日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県条例第三十八号

岐阜県行政財産の目的外使用にかかる使用料徴収条例の一部を改正する条例

岐阜県行政財産の目的外使用にかかる使用料徴収条例(昭和三十九年岐阜県条例第七号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中、「当該使用料について」を削り、「知事は、」の下に「当該使用料について」を加え、同条第三項に次のただし書を加える。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を返還することができる。

- 一 公用又は公共用に供するため使用の許可を取り消したとき。
- 二 使用の許可を受けた者の責めに帰することができない理由により行政財産を使用することができなくなつたとき。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年七月九日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県条例第三十九号

岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例等の一部を改正する条例

(岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例の一部改正)

第一条 岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例(平成二十一年岐阜県条例第十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一二十七の表九の項中、「第十四条第六項(同条第九項)を、「第十四条第七項(同条第十三項)に改め、同表十の項中、「第十四条第九項」を、「第十四条第十三項」に改める。

別表第一三十九の表の次に次の一表を加える。

三十九の二 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律の施行に関する事務

事務の内容	手数料の名称	区分	単位	額(円)
農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律(令和元年法律第五十七号)第十七条第二項に規定する施設認定農林水産物等の適合施設の認定の申請に対する	適合施設認定申請手数料	1 現地調査を要する場合	一件につき	二〇、九〇〇
		2 1に掲げる場合以外の場合	一件につき	一〇、四〇〇

審査（健康福祉部の所管に属するものに限る。）

（岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例の一部を改正する条例の一部改正）
第二条 岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例の一部を改正する条例（令和二年岐阜県条例第十二号）の一部を次のように改正する。
別表第一三十九の表の次に一表を加える改正規定を次のように改める。

別表第一三十九の二の表中

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第五十七号）第十七条第二項に規定する施設認定農林水産物等の適合施設の認定の申請に対する審査（健康福祉部の所管に属するものに限る。）

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第五十七号）に規定する審査に属するものを

に改め、同表に次のように加える。

<p>二 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則（令和二年財務省・厚生労働省・農林水産省令第一号）第四条第一号に規定する衛生証明書（以下この表において「衛生証明書」という。）の発行（健康福祉部の所管に属するものに限る。）</p>	衛生証明書 書発行手数料	一通につき	一、〇〇〇
<p>三 衛生証明書の再発行（健康福祉部の所管に属するものに限る。）</p>	衛生証明書再発行手数料	一通につき	五〇〇

附則第一項第三号中「別表第一三十九の表の次に一表」を「別表第一三十九の二の表の改正規定及び同表に二項」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第一条中岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例別表第一二十七の表の改正規定は、令和二年九月一日から施行する。

岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年七月九日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第四十号

岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する

条例

岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年岐阜県条例第九十号）の一部を次のように改正する。

第九十八条第一項中「児童自立支援専門員養成所（以下「養成所」を「人材育成センター」（以下「人材育成センター」に改め、同項第三号及び第四号中「養成所」を「人材育成センター」に改める。）

附則

この条例は、公布の日から施行する。

岐阜県職業訓練の基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年七月九日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第四十一号

岐阜県職業訓練の基準等を定める条例の一部を改正する条例

岐阜県職業訓練の基準等を定める条例(平成二十四年岐阜県条例第九十三号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項第三号中「添削指導及び面接指導」を、「必要に応じて添削指導若しくは面接指導又はその両方」に改める。

第六条第一項第三号中「添削指導を行うほか、必要に応じて面接指導」を、「必要に応じて添削指導若しくは面接指導又はその両方」に改める。

第七条第一項中第八号を第九号とし、第三号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 訓練の実施方法 通信の方法によっても行うことができること。この場合には、適切と認められる方法により、必要に応じて添削指導若しくは面接指導又はその両方を行うこと。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

岐阜県農林関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年七月九日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県条例第四十二号

岐阜県農林関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

岐阜県農林関係手数料徴収条例(平成二十一年岐阜県条例第三十号)の一部を次のように改正する。

別表六の表一の項中「の書換え交付」を「の書換交付」に、「種畜証明書書換え交付手数料」を「種畜証明書書換交付手数料」に改め、同表四の項を削り、同表五の項中「第三十二条」を「第二十三条」に、「の書換え交付」を「の書換交付」に、「家畜人工授精師免許証書換え交付手数料」を「家畜人工授精師免許証書換交付手数料」に改め、同項を同表四の項とし、同表六の項中「第三十二条」を「第二十三条」に改め、同項を同表五の項とし、同表に次のように加える。

六 法第二十四条に規定する家畜人工授精所の開設の許可の申請に対する	家畜人工授精所	一件につき	五、七〇〇
-----------------------------------	---------	-------	-------

する審査

数料

別表七の表一の項第二号中「結核病検査」を「結核検査」に改め、同項第三号中「ブルセラ病検査」を「ブルセラ症検査」に改め、同表四の項中「第三十一条第二項」を「第三十一条第三項」に改める。

附則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- 一 別表七の表一の項の改正規定 公布の日
- 二 別表七の表四の項の改正規定 令和三年四月一日
- 三 前二号に掲げる規定以外の規定 家畜改良増殖法の一部を改正する法律(令和二年法律第二十一号)の施行の日

岐阜県水源地域保全条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年七月九日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県条例第四十三号

岐阜県水源地域保全条例の一部を改正する条例

岐阜県水源地域保全条例(平成二十五年岐阜県条例第二十四号)の一部を次のように改正する。

第九条第三項及び第十三条第三項中「第二十一条」を「第二十二条」に改める。

第十四条第一項中「その」を「水源地域内の」に改め、同条第二項中「第二十一条」を「第二十二条」に改める。

第二十四条を第二十五条とする。

第二十三条第一号中「(同条第三項において読み替えて適用する場合を含む。)(又は第十七条第一項)を、」第十六条第一項若しくは第五項又は第十八条第一項」に改め、同条第二号中「第十八条第一項」を「第十九条第一項」に改め、同条第三号中「第十八条第二項」を「第十九条第二項」に改め、同条を第二十四条とする。

第二十二号中「第二十条」を「第二十一条」に改め、同条を第二十三条とし、第二十一条を第二十二号とし、第二十条を第二十一条とする。

第十九条中「土地所有者等」の下に「又は開発行為者」を加え、「その」を「これらの」に改め、同条第一号中「(同条第三項において読み替えて適用する場合を含む。)」又は第十七条第一項を「、第十六条第一項若しくは第五項又は第十八条第一項」に改め、同条を第二十条とする。

第十八条第一項中「土地所有者等」の下に「又は開発行為者」を加え、同条を第十九条とする。

第十七条第一項中「日」の下に「又は開発行為の完了の日」を、「第十五条第一項各号」の下に「又は第十六条第一項各号」を加え、同条第二項に次の二号を加え、同条を第十八条とする。

三 第十六条第一項第二号に掲げる事項 変更後の予定年月日の六十日前(当該予定年月日が当初の届出をした日から六十日を経過した日以後である場合にあつては、当該予定年月日の前日)

四 第十六条第一項第四号、第五号又は第七号に掲げる事項 変更後の開発行為に着手しようとする日の六十日前

第十六条第一項中「前条第一項」を「第十五条第一項(同条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。第二十条第一号及び第二十四条第一号において同じ。)」又は前条第一項(同条第三項及び第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。第二十条第一号及び第二十四条第一号において同じ。)」に改め、同条第二項中「前条第一項の規定による」を「前項の」に、「土地所有者等」を「者」に、「第二十一条」を「第二十二条」に改め、同条第三項中「届出者」の下に「(土地所有者等に限る。)」を加え、同条を第十七条とする。

第十五条の次に次の一条を加える。

(開発行為の届出)

第十六条 水源地域内において、土石の採掘その他の規則で定める土地の形質の変更又は水資源を採取するための設備の設置(以下「開発行為」という。)を行おうとする者(以下「開発行為者」という。)は、当該開発行為に着手しようとする日の六十日前までに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならぬ。

一 開発行為者及び開発行為者から開発行為に係る工事を請け負う者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

二 開発行為の着手の予定年月日

三 開発行為の完了の予定年月日

四 開発行為に係る土地の所在及び面積

五 開発行為の目的

六 開発行為に係る権原の種類(所有権以外の権原にあつては、種別及び内容)

七 開発行為の種類及び内容

八 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

二 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当するときは、適用しない。

一 開発行為者が国又は地方公共団体であるとき。

二 非常災害に際し必要な応急措置を講ずるために開発行為が行われるとき。

三 森林法第十条の二第一項又は第三十四条第二項の許可を受けて開発行為を行うとき。

四 森林の施業及び管理に必要な開発行為であるとき。

五 水源地域の水収支に著しい支障を及ぼすおそれがない開発行為として規則で定めるものを行うとき。

三 第十三条第一項の規定による指定(当該指定の区域の変更を含む。次項において「指定」という。)の際現に当該指定に係る水源地域(当該指定の区域の変更にあつては、当該変更により新たに水源地域となつた区域。次項において同じ。)内において開発行為を行っている場合における第一項の規定の適用については、同項中「当該開発行為に着手しようとする日の六十日前まで」とあるのは、「当該水源地域の指定の日(当該指定の区域の変更にあつては、当該指定の区域の変更の日)から三十日以内」と、「次に」とあるのは「次の各号(第二号を除く。)」とする。

四 指定の日から起算して六十日を経過する日までの間に当該指定に係る水源地域内において開発行為に着手しようとする場合における第一項の規定の適用については、同項中「当該開発行為に着手しようとする日の六十日前まで」とあるのは、「あらかじめ」とする。

五 第一項(前二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)(の規定による届出をした者は、当該届出に係る開発行為を休止し、再開し、廃止し、又は完了したときは、規則で定めるところにより、その事由が発生した日から十日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

附 則

1 この条例は、令和三年一月一日から施行する。

2 この条例の施行の際現に水源地域内において開発行為を行っている者に対する改正後の第十六条第一項及び第十七条第一項の規定の適用については、改正後の第十六条第一項中「当該開発行為に着手しようとする日の六十日前」とあるのは「令和三年一月三十一日」と、「次に」とあるのは「次の各号（第一号を除く。）に」と、改正後の第十七条第一項中「第四項」とあるのは「第四項並びに岐阜県水源地域保全条例の一部を改正する条例（令和二年岐阜県条例第四十三号）附則第二項」とする。

岐阜県感染症対策基本条例をここに公布する。

令和二年七月九日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第四十四号

岐阜県感染症対策基本条例

目次

前文

第一章 総則（第一条 第八条）

第二章 推進体制（第九条 第十一条）

第三章 感染症対策等（第十二条 第十四条）

第四章 雑則（第十五条・第十六条）

附則

我々人類は、古くから幾多の感染症との闘いを経験してきた。近年においても、重症急性呼吸器症候群（SARS）や鳥インフルエンザ（H5N1）が流行している。こうした感染症の世界的な流行は、社会生活のグローバル化に伴い、避けることが非常に困難なものとなりつつある。

世界中で猛威を振るっている新型コロナウイルス感染症は、令和二年二月に県内で初めて陽性患者が確認された。治療薬もワクチンもなく、感染しても症状がないケースがあることから、極めて速いスピードで感染が拡大し、クラスターと呼ばれる集団感染も発生した。加えて、この感染症は、その感染性の高さから、医療提供体制を危機にさらすだけでなく、学校や事業の休止、外出の自粛などを余儀なくさせ、我々の生活に大きな影響を及ぼし、その脅威をまざまざと見せつけている。

こうした状況の下、本県では、市町村をはじめ、医療、経済、教育など広範囲にわたる関係者とともに「オール岐阜」の体制により、スピード感を持って徹底した対策を講じ、県民及び事業者の理解と協力を得て、クラスターの早期終息など一定の成果を上げてきた。

今こそ、新型コロナウイルス感染症の再発の感染拡大や新たな感染症の発生に備えるため、本県におけるこれまでの取組を踏まえ、感染症対策の基本的な考え方や推進体制に関する枠組みを明確にしておくことが必要である。

このような考えに立つて、本条例を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、県における感染症対策の基本理念を定め、県の責務並びに医療機関、事業者及び県民の役割を明らかにするとともに、感染症対策の基本となる事項を定め、これに基づく施策を総合的かつ計画的に実施することにより、県民の生命及び健康を保護し、並びに暮らしの安全と安心を確保することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「感染症」とは、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号。以下「法」という。）第二条第一号に規定する新型インフルエンザ等、法附則第一条の二第一項に規定する新型コロナウイルス感染症その他知事が指定する感染症をいう。

2 この条例において「感染症対策」とは、県が実施する感染症に関する対策をいう。

(基本理念)

第三条 感染症対策は、感染症が人や地域を選ばず、県民一人ひとりの生命及び健康を脅かすものであり、早期の制御が不可欠であることに鑑み、迅速かつ的確に、徹底して行われなければならない。

2 感染症対策は、感染症が医療のみならず経済、教育等に幅広く影響を与えることに鑑み、行政機関、医療機関、事業者、県民等が一体となった「オール岐阜」の体制の下、相互の理解と協力により行われなければならない。

(県の責務)

第四条 県は、前条に定める基本理念にのっとり、感染症対策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

2 県は、感染症対策の実施に当たっては、医療はもとより、産業、福祉、スポーツ、

文化、教育等の各分野に十分配慮し、医療機関、事業者、県民等の理解と協力を得るよう努めるものとする。

3 県は、感染症対策を県政の最重要課題の一つとして位置付け、予算、人員等を重点的に配分し、これに取り組みものとする。

(市町村との連携等)

第五条 県は、市町村が行うその区域の実情に応じた感染症に関する施策を支援するよう努めるとともに、この条例の施行に関し市町村と緊密な連携を図るものとする。

2 県は、感染症対策を県の区域を超えた広域的な見地から総合的に実施するため、国及び他の都道府県と協力するものとする。

(医療機関の役割)

第六条 医療機関は、感染症が疑われる者に対する診療、感染症の患者に対する医療の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 医療機関は、当該医療機関における感染症の発生の防止のために必要な措置を講ずるとともに、感染症対策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第七条 事業者は、その事業の実施に関し、自己の管理する施設又は場所における感染症の予防及び拡大の防止について必要な措置を講ずるとともに、感染症対策に協力するよう努めるものとする。

(県民の役割)

第八条 県民は、感染症に関する正しい知識を持ち、感染症の予防及び拡大の防止に十分な注意を払うとともに、行政機関、医療機関、事業者等が実施する感染症に関する対策に協力するよう努めるものとする。

第二章 推進体制

(岐阜県感染症対策本部)

第九条 知事は、感染症対策を迅速かつ的確に実施するため必要があると認めるとき(法第十五条第一項の規定により政府対策本部が設置されたときを含む。)は、岐阜県感染症対策本部(以下この条及び次条において「対策本部」という。)を設置するものとする。

2 対策本部の長は、対策本部長とし、知事をもって充てる。

3 対策本部に本部員を置き、次に掲げる者をもって充てる。

一 副知事

二 教育長

三 警察本部長

四 前三号に掲げる者のほか、知事が県の職員のうちから任命する者

4 対策本部に副本部長を置き、前項の本部員のうちから、知事が指名する。

5 対策本部長は、必要があると認めるときは、市町村長、国の職員その他県の職員以外の者を対策本部の会議に出席させることができる。

6 対策本部は、第十二条第一項及び第十三条に規定する施策に係る方針を決定する。

7 知事は、対策本部を設置する必要がなくなったと認めるときは、これを廃止する。

8 前各項に定めるもののほか、対策本部の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(岐阜県感染症対策協議会)

第十条 知事は、対策本部を設置したときは、感染症対策の具体的な施策の実施に当たり必要な協議を行うため、岐阜県感染症対策協議会(以下「協議会」という。)を設置するものとする。

2 協議会は、市町村長、医療団体、経済団体、教育機関等の代表者その他知事が必要と認める者をもって構成する。

3 知事は、前条第七項の規定により対策本部が廃止されたときは、協議会を廃止するものとする。

(岐阜県感染症対策専門家会議)

第十一条 知事は、感染症対策の実施及びその状況の検証に当たり、専門的な知見に基づき意見を聴くため、岐阜県感染症対策専門家会議(以下「専門家会議」という。)を設置する。

2 専門家会議は、感染症、救急医療、防災、経済等に関し識見を有する者その他知事が必要と認める者をもって構成する。

第三章 感染症対策等

(感染症対策)

第十二条 県は、感染症対策として、次に掲げる施策を実施するものとする。

一 感染症の予防等に関する普及啓発

二 感染症に関する情報の提供

三 県民及び事業者からの相談に応ずる体制の確保

四 検査体制の整備

五 病床の確保その他の医療提供体制の整備
六 医療資材の確保

七 前各号に掲げるもののほか、感染症対策として必要な施策

2 県は、前項に規定する施策の実施状況について、適宜、検証を行うものとする。

(県民及び事業者に対する支援)

第十二条 県は、県民及び事業者に対し、物資の安定供給、雇用の維持、事業活動の継続等その生活及び事業を守るために必要な施策を実施するものとする。

(差別的取扱い等の禁止)

第十四条 何人も、感染症の患者、医療従事者等に対し、感染症のり患、そのおそれ等を理由として、不当な差別的取扱い又は誹謗中傷をしてはならない。

第四章 雑則

(法との関係)

第十五条 第九条第一項に規定する対策本部は、法第十五条第一項に規定する政府対策本部（以下「政府対策本部」という。）が設置されている間は、法第二十二条第一項の都道府県対策本部（以下「法定都道府県対策本部」という。）とする。この場合において、政府対策本部が廃止されたときは、当該廃止された日に、法定都道府県対策本部を廃止したものとする。

(委任)

第十六条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に法第二十二条第一項の規定により設置されている都道府県対策本部は、第九条第一項の規定により設置した岐阜県感染症対策本部とみなす。

(岐阜県新型インフルエンザ等対策本部条例の廃止)

3 岐阜県新型インフルエンザ等対策本部条例（平成二十五年岐阜県条例第十一号）は、廃止する。

令和二年七月九日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三一
岐阜文芸社